

二〇

大日本帝國政府

寫

內務省圖書第二六號

昭和十八年三月二十四日

警保局長殿

長官

官

文

書

課

長

長

圖

行政查察事務章程ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ内閣書記官長ヨリ別紙ノ通通牒有之候條此段及參
牒候

警

大日本帝國憲法

第一條 天皇は神聖不可侵襲の權を有す。其の權は法律に由りて行使す。

大日本帝國憲法

行政查察事務章程

內閣大臣 櫻 野 三十 三

內閣總理大臣 東 條 英 機

昭和十八年三月十九日

內閣總理大臣 東 條 英 機

大日本帝國政府

內閣達

行政查察使及關係職員

行政查察事務章程左ノ通定ム

昭和十八年三月十九日

內閣總理大臣 東 條 英 機

行政查察事務章程

第一條 行政查察使ノ查察スベキ地方、查察ノ範圍等ハ內閣總理

大臣之ヲ指示ス

行政查察ハ軍機軍令ニ關スル事項ニ及バザルモノトス

第二條 行政查察ノ內容概ネ左ノ如シ

一 諸法令就中生產增強其ノ他綜合國力ノ發揮ニ直接關係アル

大日本帝國政府

一 國庫金銀中並發債器具、並國庫券、幣券、商辦國券等
 二 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 三 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 四 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 五 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 六 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 七 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 八 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 九 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等
 十 國庫金銀、國庫券、幣券、商辦國券等

大日本帝國政府

法令實施ノ狀況

一 閣議決定ニ係ル重要政策ノ滲透徹底ノ狀況

二 關係各廳間ノ連絡協調ノ狀況

三 綱紀ノ狀況其ノ他執務一般ノ狀況

四 施政ニ關スル民間ノ願望

五 今後ノ施政ニ付注意改善スベキ事項ノ有無

六 第三條 行政查察ハ單ニ行政廳ヲ對象トスルニ止マラズ一般ノ工場
 事業場等ニ於ケル業務ノ實況ニ付テモ普ク查察ヲ加フベキモノト
 シ就中公團體其ノ他法令ニ依リ政府ノ特別ノ監督ヲ受クル團體
 ノ業務ノ實況ニ關シテハ特ニ留意スベキモノトス

第四條 行政查察ハ大局的の見地ニ立脚シテ之ヲ行ヒ個々ノ非違摘發

大日本帝國憲法

一、内閣は、衆議院及び参議院の協賛を得て、法律を執行し、法律に基き、行政の事務を掌理する。

二、内閣は、法律に基き、官制を定む。

三、内閣は、法律に基き、官制を定む。

四、内閣は、法律に基き、官制を定む。

五、内閣は、法律に基き、官制を定む。

六、内閣は、法律に基き、官制を定む。

七、内閣は、法律に基き、官制を定む。

八、内閣は、法律に基き、官制を定む。

九、内閣は、法律に基き、官制を定む。

十、内閣は、法律に基き、官制を定む。

大日本帝國政府

一、内閣は、衆議院及び参議院の協賛を得て、法律を執行し、法律に基き、行政の事務を掌理する。

二、内閣は、法律に基き、官制を定む。

三、内閣は、法律に基き、官制を定む。

四、内閣は、法律に基き、官制を定む。

五、内閣は、法律に基き、官制を定む。

六、内閣は、法律に基き、官制を定む。

七、内閣は、法律に基き、官制を定む。

八、内閣は、法律に基き、官制を定む。

九、内閣は、法律に基き、官制を定む。

十、内閣は、法律に基き、官制を定む。